

構造改革特区に向けた規制改革提案一覧表 (H26.3.20現在)

番号	提案部局 (課)名	要望事項名	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁
1	健康福祉部 (食品・生活衛生 課)	食品衛生管理者の資格要件 の緩和	食品衛生法で規定されている 食品衛生管理者の資格要件に 管理栄養士課程を修め卒業した 者を追加する。	<p>【実施内容】 食品衛生法の規定により、ハム、ソーセージなどの食肉製品を製造する営業にあっては、施設ごとに食品衛生管理者を置かなければならないとされている。 法第48条第6項第2号に定める食品衛生管理者の資格要件として、医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学等の課程を修め卒業した者が規定されている。しかし、これら要件を満たす者を確保することは難しい状況であり、資格要件に管理栄養士養成課程を修め卒業した者を追加することは、食肉製品製造業への参入が容易になり、ジビエ振興の推進を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 管理栄養士課程は全国各地に教育機関があり、県内にも設置されているため、人材確保が容易になる。そのため、ジビエを食肉としてだけでなく、食肉製品に加工する営業に参入しやすくなり、ジビエ振興につながる。</p>	食品衛生法第48条	厚生労働省
2	環境部 (温暖化対策課)	系統容量、連係費用及び設備認定状況の透明化	固定価格買取制度の運用について、自治体、住民、発電事業者等に対し、電力会社の系統容量及び連係費用等の情報、並びに国の設備認定の詳細な情報をそれぞれ開示・公表する。	<p>【実施内容】 再生可能エネルギー発電に係るリスクを抑制し、発電コストを低減することにより、再生可能エネルギーの健全な発展を目指す。具体的には、固定価格買取制度を活用して発電事業を行うとするとともに、接続できる系統容量や連係費用等の情報を予め把握することが容易でないため、それらの情報について開示することを法令等で定める。また、地域レベルでの設備認定の状況についても詳細が公表されていないため、これを公表する。これにより、地域の系統や設備認定等の状況が事業計画時に把握できるため、事業リスクの抑制と発電コストの低減につながる。</p> <p>【提案理由】 農山村の多い長野県では、変電所の容量に余裕が少なく、再生可能エネルギーの普及や電力需要の減少に伴い、出力抑制を余儀なくされる可能性がある。また、太陽光発電設備の立地や開発に伴い、発電事業者と地域との合意形成に係るトラブルも発生している。そこで、現在は都道府県や市町村であっても把握することのできない、地域の系統や設備認定等の状況を、法令等により透明化することにより、地域の合意形成を軽視した開発や電力事業者とのトラブルなど再生可能エネルギー発電に係るリスクを抑制し、発電コストの低減を図り、再生可能エネルギーの健全な発展を促進する。</p> <p>なお、地域の系統容量等を増強するためには、国の積極的な関与も重要となる。</p>	電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法第5条、第6条、附則第8条	経済産業省

番号	提案部局 (課)名	要望事項名	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁
3	商工労働部 (経営支援課)	クラウドファンディングの規 制緩和	インターネットサービスの自由 化、特にクラウドファンディング の規制緩和を図ること。	<p>【実施内容】 インターネットを通じてベンチャー企業などが投資家から資金調達するクラウドファン ディング制度のうち、投資型については、第2種(最低資金1,000万円)の金融商品取引 業者としての登録等が必要のため、新規参入が進まず資金が円滑に供給されていないの で、この要件の緩和を図る。</p> <p>【提案理由】 長野県では、地域課題解決型ビジネスや、特産品を活用した産業の創出、地域の事業 者による新たな取組などを成功させるため、創業サポート強化事業などを実施している。 こうした新たな事業創出への取組を活発化するには、理行的資金調達手段に加え、民間 による地域に根差したいわゆる「ふるさと投資」の視点を踏まえ新たな資金調達チャネル (投資手段)が重要である。 そのためには、新たな資金調達・投資を行う事業者となる「第2種金融商品取引業者」に よる事業活動を活発化する必要があり、これら事業への参入を促進するため、最低資本 金などの規制緩和の早期運用を要望する。</p>	金融商品取引法	金融庁
4	商工労働部 (労働雇用課)	雇用調整助成金申請時の書 類の簡素化	雇用調整助成金の申請に必要 な計画届を不要とし、対象期間 の実績で支給要件をみたしてい るかを判断する。	<p>【実施内容】 事前の計画が立てにくい宿泊業に限定し、雇用調整助成金の受給要件である「休業等実 施計画届」(以下「計画届」という。)の事前提出を不要とすることにより、助成を必要とする 事業者が申請しやすくなる。</p> <p>【提案理由】 雇用調整助成金の受給に当たっては、休業等を行う前に休業予定日数等を記載した計 画届の提出が必要とされているが、旅館業の場合、売上げは天候や景気などに大きく影 響されるほか、宿泊予約が1週間前程度に集中することから、事前に客室の稼働状況を 予測した上で休業予定日数等を設定するのは困難である。そのため、計画届を作成でき ないことを理由に、事業者が受給申請を断念することがありうる。 結果的に休業せざるを得ない場合に助成金を支給することは、継続雇用につながるもの と考えられる。</p> <p>【代替措置】 休業等の事後に実績を届け出ることとする。事後であっても帳簿等から対象者の出勤状 況を把握すれば、助成金の受給要件を満たしているかを判断でき、さらに、必要に応じて 今後の再建計画の提出等を求めることにより、助成金の適正な運用を担保できると考え る。</p>	雇用保険法	厚生労働省

番号	提案部局 (課)名	要望事項名	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁
5	商工労働部 (労働雇用課)	有料職業紹介事業免許の取得 に必要な資産要件の緩和 得に関する資産要件の緩和	有料職業紹介事業免許の取得 に必要な資産要件について、地 域を限定して緩和する。	<p>【実施内容】 対象企業の地域を限定し、有料職業紹介事業参入の資産要件を廃止することで、求職者の雇用機会を拡大を図る。 具体的には、創業期の事業所に限定して、資産、預貯金額の要件を廃止し、参入しやすくすることにより、求職者、求人企業とも「願の見える」オナーメイドの職業紹介を実施できるようにする。 なお、対象企業の限定地域は、県の10広域を単位とし、隣接する3広域までとする。</p> <p>【提案理由】 創業期の企業が有料職業紹介事業を行う場合、新たな発想による効果的なマッチングが期待できるが、事業の許可要件(資産500万円以上、預貯金額150万円以上)により参入が難しい。 創業期の企業が参入することで、新しいアイデアによる雇用のマッチングも一定の効果が見込まれることから、地域を限定した有料職業紹介事業において、創業期の企業が参入しやすいうように、資産要件の廃止を行う。</p> <p>【代替措置】 事業度関係地域を限定することにより事業のコスト減が図られ、経営負担が軽減されることから、資産要件を求める必要性は低いと考える。</p>	職業安定法	厚生労働省
6	観光部 (観光企画課)	【山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくりのための構造改革特区】 宿泊業者が旅行業者代理業を営むことができる旅行業法の特例	観光圏整備法で「旅行業法の特例」として「観光圏内限定旅行業者代理業」を認めているが、これと同様の制度を他地域でも可能とする特例を設け、宿泊業者(ホテル・旅館等)が容易に地域の旅行商品を販売できるようにする。	<p>【実施内容】 地域の魅力を活かした地域限定の旅行商品は、旅行者のニーズにも合致し、またその販路拡大は地域経済への貢献も期待できることから、「観光圏内限定旅行業者代理業制度」*と同様に、宿泊業者が、一定の地域内を旅行する商品に限り取扱う場合には、旅行業務取扱管理者(以下「取扱管理者」という)に代わり一定の研修を修了した者の選任で旅行業者代理業を認める特例を提案するもの。 なお、一定の地域とは、この特例により旅行業者代理業を営む宿泊施設の所在市町村が属する広域行政区内とする。</p> <p>【提案理由】 本県は、山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくりを目指しており、その一環として、旅行者が、宿泊するホテル・旅館等で地域の魅力を活かした旅行商品を手軽に購入できる仕組みをつくる。このことにより、①旅行者の利便性の向上 ②宿泊業者のサービス向上 ③旅行商品の販売拡大により地域経済の活性化にもつながる。</p> <p>【代替措置】 取扱管理者に代わり一定の研修を受けた者とは、「観光圏内限定旅行業務取扱者」において実施している「特例を受けるための研修」と同程度の研修を本県が実施し、知識及び能力の習得が確認できる修了試験に合格した者とする。</p> <p>&lt;参考&gt;「観光圏内限定旅行業者代理業制度」とは 観光圏整備法における「旅行業法の特例」制度。 観光圏内長官の認定を受けた滞在促進地区内の宿泊業者は、観光圏内の旅行商品に限り旅行業者代理業を営むことができる。この場合、旅行業者代理業の必要資格である取扱管理者に代えて、一定の研修を修了した者(観光圏内限定旅行業務取扱者)を選任できることとしている。</p>	旅行業法 第2条、 第11条	国土交通省 (観光庁)

番号	提案部局 (課)名	要望事項名	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁
7	農政部 (農業政策課)	農地における営農型太陽光発電設備等の設置に伴う農地法の規制緩和	農地に支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等を設置する場合の一時転用許可期間を10年間に延長する。	<p>【実施内容】 農地に支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等を設置する場合の一時転用許可期間を3年間に延長し、申請者の許可申請の負担軽減を図るとともに、営農と再生可能エネルギーの活用を両立した取組みを促進する。</p> <p>【提案理由】 今般の農地法の運用改正は、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、継続的に営農が行われることを条件に、農地でも太陽光発電設備等を設置できるようにするための措置である。 発電設備の設置には初期投資が必要で、資源エネルギー庁による固定価格買取制度の買取期間は10年単位(太陽光発電の場合)とされている。 営農型の一時転用許可は、全国で33件(25年11月末現在)と設置が進んでいない。</p> <p>【代替措置】 一時転用許可後は、毎年、農作物の生産状況について報告書の提出を必要としていることで、営農の継続を確認することができる。</p>	<p>・ 農地法第4条、第5条 ・ 農地法施行令第10条第1項第1号イ ・ 「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農林振興局長運名通知) ・ 「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等について」(平成25年3月31日付け農林水産省農林振興局長通知) ・ 営農型発電設備の実務用Q&amp;A(農林水産省)</p>	農林水産省
8	林務部 (信州の木振興課)	木材資源の利用促進のための生産森林組合の施業の委託要件の緩和	生産森林組合が組合員から労働の提供を受けることなく、施業の過半を超えて又はその全部を他の林業事業体に委託することを可能とする。	<p>【提案理由】 本県の木材資源が充実しつつある中、「森林県」から「林業県」へと飛躍するため、効率的な木材生産による木材資源の利用促進に取り組んでいる。 このような状況のもと、生産森林組合は、個人所有の森林に比べて所有規模が大きく、過去の手入れが行き届いているにもかかわらず、組合員の高齢化や施業の一部委託しかできないことなどから、高度な技術や機械力を必要とする木材生産が進んでいない。そこで、他の林業事業体に施業の全面的な委託を可能にして、効率的な木材生産を行い、木材資源の有効活用と持続的な森林経営を促進していく。</p> <p>(参考) 生産森林組合 ・組合員は所有する森林を現物出資して組合を設立(森林を所有する。) (県内142組合) ・組合員は自ら労働を提供して森林経営にあたる。 森林組合 ・組合員からの出資金を受けて設立(森林を所有しない。) (県内18組合) ・林業機械等を整備し、組合員等からの委託を受けて、森林施業を行う。</p>	<p>森林組合法第93条、第95条 森林組合法の運用について第2の2</p>	長野県

番号	提案部局 (課)名	要望事項名	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁
9	建設部 (技術管理室)	地方自治法施行令で定める一般競争入札に際しての要件の拡大	地方公共団体が一般競争入札により契約を締結しようとする場合に、県民の安全・安心な暮らしを支える事業者の育成や技術の継承に資すること等に関する要件の拡大	【現状】 地方自治法施行令においては、地方公共団体が一般競争入札により契約を締結しようとする場合に設定することができる要件を、基本的に以下の3点に限定している。 ①当該入札に参加する者の事業所の所在地 ②その者の当該契約に係る工事等についての経験 ③技術的適正の有無等に関する必要な資格 【実施内容】 地方公共団体が一般競争入札に際し、現行の施行令で定める要件に加え、県民の安全・安心な暮らしを支える事業者の育成や技術の継承に資すること等に関する要件を設定できるように求める。 【提案理由】 本県では、「長野県の契約に関する条例」が平成26年4月1日から施行となる。この条例の基本理念に基づき、今後、契約に関する具体的政策を検討し、多様化する社会的要請に基づき、一定の行政目的の実現を目指していくため。 【代替措置】 入札に際しての競争性を確保する必要があることから、新たに要件を設定する場合には、その要件に合致する者の総数等を把握する必要がある。	地方自治法施行令第167条の5の2	総務省
10	教育委員会事務局 (教育総務課)	公立学校の共同管理制度の導入	公立学校は、学校教育法の規定により学校の設置者が管理することとされているが、設置者以外の自治体と共同で管理を行うことができることとする。	【実施内容】 児童生徒の減少が進む公立学校の管理を、学校設置者の権限を残しながら、他の自治体と共同で行う。 【具体的取組の例】 小規模町村に所在する高等学校の管理を、県と複数市町村が共同で行い、県と市町村の連携による地域が一体となった教育を推進する。 ・地域における教育の充実のため、地元自治体が共同で校務を行う ・施設(プール、体育館等)や教材・物品等の市町村立学校との共同利用 ・小・中・高の教員の相互派遣・交流 ・小・中・高が連携したコミュニケーションの実施も可能 【提案理由】 少子化が進む中、児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育む教育を、それぞれの地域で将来にわたって維持することが大きな課題となっている。 ・特に、小規模町村にとって、学校は地域活性化のための拠点の一つとなっており、教育の充実を図りながら、既存の学校施設を最大限に活用していくことが求められている。 ・自治体の財政状況が厳しさを増す中、地域における教育の充実のため、県・市町村がそれぞれの役割に応じた対応を行い、行政運営の効率化を図る必要がある。 ・地方自治法上の事務の委託による共同化では、学校の管理に対する設置者の権限が失われることとなり、設置者の意向に沿った管理ができなくなる。 【代替措置】 設置者の公的責任を確保しつつ、管理者を自治体に限定することにより、教育の公共性は担保される。	学校教育法第5条	文部科学省